

宮城県監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による本措置請求について、同条第4項の規定に基づき監査した結果を次のとおり公表する。

平成20年7月25日

宮城県監査委員 遊 佐 勘左衛門  
宮城県監査委員 谷地森 涼 子

第1 請求のあった日

平成20年5月21日

第2 請求人

仙台市青葉区中央四丁目3-28

仙台市民オンブズマン

代 表 十 河 弘

第3 措置請求の内容

できるかぎり措置請求書の原文に即して記載する。

- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条第13項及び第14項、宮城県議会における政務調査費の交付に関する条例（平成16年宮城県条例第38号。以下「政務調査費条例」という。）に基づき、宮城県議会の各会派または会派に所属しない議員に対して交付される政務調査費（議員一人当たり月額金35万円）は、法第232条の2に定める補助金であり、公益上必要がある場合にのみ支出がなされるべきものである。

また、政務調査費は「宮城県議会議員の調査研究に資するため」に交付されるものである（政務調査費条例第1条）。具体的には、使途基準（宮城県議会における政務調査費の交付に関する条例施行規程（平成16年宮城県議会訓令甲第3号。以下「施行規程」という。）第6条）に定められているように、「調査研究費」は「会派又は議員が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に関する経費」、「研修費」は「会派が行う研修会、講演会の実施に必要な経費並びに他団体が開催する研修会、講演会等への議員及び会派又は議員の雇用する職員の参加に要する経費」、「会議費」は「会派における各種会議又は議員が県政に関する要望、意見等を聴取するために会議その他県政に関する調査研究等を目的として実施する各種会議に要する経費」、「事務所費」は「会派又は議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置・管理に要する経費」、「事務費」は「会派又は議員が行う調査研究に係る事務遂行に必要な経費」、「人件費」は「会派又は議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費」に、それぞれ限定される。したがって、政務調査費を、政党の政治活動や選挙活動、議員の後援会活

動，通常の議員活動，議員個人の私的な活動に関する費用に充てることはできない。

2 しかるに，平成18年度における各会派・議員の政務調査費の支出には，政党の政治活動や選挙活動，議員の後援会活動，通常の議員活動，議員個人の私的な活動に関する費用等に充てられた違法な支出が多数含まれている。その実態の詳細は，5で明らかにするが，その前に，かかる違法・不当な支出を制度上可能にしている「政務調査費条例」及び「施行規程」の問題点を指摘する。

### 3 政務調査費条例及び施行規程の制定経過

(1) 政務調査費経理担当者会議(座長・村井嘉浩議員)報告(平成15年2月14日「政務調査費の透明性確保について」の検討結果について)は，改善事項として以下の5項目を指摘した。

#### イ 交付対象

交付対象は，従来の会派交付に加え，議員交付も可能とし，会派による選択制とする。

#### ロ 領収書等の添付

すべての領収書等(領収書・振込受領書・支出を証明しうる書類)を収支報告書に添付する。ただし，趣旨徹底のため経過期間を設けて実施する。

領収書等が取得できない場合は，支出証明書を添付する。

#### ハ 調査・研究の内容や結果がよりわかるような報告

従来の政務調査費収支報告書・政務調査実績報告書に，調査や研究項目ごとの調査実施内容等が現在の政務調査費収支報告書や政務調査実績報告書よりも，よりわかるような報告書を添付する。

#### ニ 旅費の基準

県の旅費規程を参考にして基準を作成する。

#### ホ 事務所費・人件費

事務所費・人件費については，実態に応じて按分する。

(2) これら5項目の改善事項は，平成15年3月12日の各会派代表者会議において，「検討委員会を立ち上げ，各会派合意の上，早急に実施する」ことが全会一致で確認され，次期議会への申し送り事項となった。

(3) しかるに，実際に制定された政務調査費条例・施行規程は以下のとおりであり，上記5項目の改善事項は，平成15年7月2日に設置された宮城県議会政務調査費条例等検討委員会(委員長・相沢光哉議員)の検討を経て，その主な部分は完全に骨抜きにされてしまった。

#### イ 交付対象

「会派又は会派に所属しない議員」に交付(政務調査費条例第1条)

#### ロ 領収書等の添付

政務調査費条例で次のような完全な骨抜き規定になってしまった。

- ・「政務調査費に係る支出額については、実費に代えて、議長が別に定める方法により算出した額によることができる」(政務調査費条例第13条第2項)
- ・「収支報告書の提出は、政務調査の主な実績を記載した実績報告書、当該収支報告書に記載された政務調査費による支出に係る領収書その他の証拠書類の写しを添えてしなければならない」(政務調査費条例第13条第7項)
- ・「前記の場合において、領収書その他の証拠書類を取得することが困難な場合にあっては、別に定める様式による支払証明書をもってこれに代えることができる」(政務調査費条例第13条第8項)

そして、これを受けて施行規程では次のような扱いとなった。

- ・「政務調査費条例第13条第7項の規定による証拠書類の写しの添付は、様式第12号により行うものとする」(施行規程第7条第4項)
- ・「政務調査費条例第13条第8項の支払証明書は、様式第13号によるものとする」(施行規程第7条第5号)
- ・「政務調査費に係る旅費の計算にあつては、政務調査費条例第13条第2項の規定により、施行規程第8条第1項で定める方法(以下「簡便計算方法」という。)として、実費に代えて別表第2に掲げる方法により、算出した額によることができる」

その結果、調査研究費、研修費、会議費については、そのほとんどについて領収書の添付の必要がなくなった。平成15年10月21日第5回検討委員会での合意にもとづき、支払年月日、金額、具体的な支出内容を記載した支出明細書を添付する改正試案が第8回検討委員会に出されたが、これも平成16年2月17日の第10回検討委員会でいとも簡単に覆された。

#### ハ 調査・研究の内容や結果がよりわかるような報告

これについては、一切政務調査費条例に盛り込まれなかった。平成15年3月12日の各会派代表者会議における合意事項は完全に反故にされた(実績報告書を充実させようとする改正案も出されたが、平成16年3月3日の第12回検討委員会で自民党・県民会議によって葬り去られた)。

#### ニ 旅費の基準

これについては、上記ロのように、県内旅費については、お手盛りの算出方法を考案し、いかようにでも支出できる制度を作り出してしまった(この提案は、自民党・県民会議によりなされた)。

#### ホ 事務所費、事務費、人件費

これについては、次のように、きわめて杜撰な按分でよいことになった。

- ・「議長は、前項のほか、支出額の按分方法その他の政務調査費に係る支出額の計算について必要な事項を定めることができる」(政務調査費条例第13条第3項)

- ・「政務調査費条例第10条各号に掲げる費用のうち、事務所費、事務費及び人件費について、政務調査費に係る経費と政務調査費以外の経費を明確に区分しがたい場合には、政務調査費条例第13条第3号の規定により、従事割合・その他の合理的な方法により按分した額を支出額とすることができるものとし、当該方法により按分することが困難である場合には按分の率を2分の1として計算した額を支出額とすることができるものとする。ただし、もっぱら政務調査費に係る経費に充てたと認められる場合は、全額を支出額とすることができるものとする」  
(施行規程第8条第2項)

#### 4 施行規程の違法性

- (1) 政務調査費条例・施行規程は、5項目の改善事項を完全に骨抜きにし、お手盛りの算定方法を制度上可能にするものであり、5で指摘するような多数の違法支出の温床となっている。

法第100条第13項が「条例の定めるところにより、地方議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる」としているのは、議員一人一人の調査、政策立案能力の向上、行政チェックのための行政執行の内容の研究、今日では行政の政策評価のあり方の研究等議員の調査研究に資するためであり(別冊法学セミナー「基本法コンメンタル地方自治法」113頁)、そうであるからこそ補助金支出としての公益性(法第232条の2)が認められるのである。

そして、法第100条第14項が「前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする」と定めているのは、上記政務調査費交付を認める趣旨に堪がみ、それが真に政務調査費のために支出されたものかどうかをチェックし、もって自治体財政の透明性を図る趣旨に出たものである。同項は「当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする」のみで具体的にどのような内容の報告書を提出するか、また添付書類をどこまで要求するかは条例に委ねている。従っていかなる内容の条例を制定するかは地方議会の裁量に委ねられていることになるが、いったん制定された条例は「当該支出が真に政務調査費のために支出されたものかどうかをチェックし、もって自治体財政の透明性を図る」という同項の趣旨に則って解釈されなければならない。そして当該条例がその施行規程の制定を議長に委ねている場合には、議長は同項及び当該条例の趣旨に則った施行規程を制定しなければならず、その趣旨に違反する施行規程は違法、無効となる。

- (2) 簡便計算方法について

前記の通り法第100条第13項は、「条例の定めるところにより、地方議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる」としている。つまり地方議会の議員の

調査研究に資するため必要な経費でなければ政務調査費を交付してはならないのである。従って政務調査費にかかる支出額は実費のみが認められるのが大原則である。

これについて政務調査費条例では「政務調査費に係る支出額については、実費に代えて、議長が別に定める方法により算出した額によることができる」(政務調査費条例第13条第2項)と規定する。ここでも「実費に代えて」であるから実費精算が原則であることが前提とされている。その上で例外的に議長が別に定める方法により算出した額によることができるとしているのである。だとすれば「議長が別に定める方法」とは限りなく実費精算に近い方法でなければならない。また実費に代えて簡便計算方法を採用しうるのは、政務調査費条例の文言上は自由に選択可能なようにも読めるが、法の趣旨に照らせば実費精算が困難な特段の事情が認められる場合に限定されねばならない。つまりそのような事情が認められない場合には実費精算が必要であると限定解釈することが必要である。

ところが政務調査費条例に基づき議長が定めた県内旅費についての簡便計算方法は、議員の自家用車関係経費(車の購入費・タイヤ・車検代・諸税・自賠責保険・任意保険料等)を政務調査費でまかなうことができるとの考え方に立ち、移動距離1kmあたり単価を90円とした。また、高速料金・駐車料金を1日あたり4,000円支給できるとするものである。これは、「政務調査活動に自動車を使う際の費用は、交通費として考えるべきである。したがって、政務調査費で、支出できるのは、燃料費及び有料道路通行料、駐車料金等の実費のみであり、その他の維持管理に要する費用に支出することは適当ではない」とする、全国都道府県議会議長会の考え方に反するものである。かかる簡便計算方法によって支給される旅費の支給額は、別紙(事実証明書1)に見られるように、職員等の旅費に関する条例(昭和32年宮城県条例第30号。以下「旅費条例」という。)の規定と比べても、平均でも5倍、最大で15.8倍というとんでもない金額となっている。このような金額が「議員の調査研究に資するため必要な経費」の範疇を著しく逸脱するものであることは明らかであるから議長の定めた簡便計算方法は法及び政務調査費条例に違反し違法、無効である。

従って簡便計算方法により旅費の支払いをなした議員は、実費分を超える部分について不当利得として県に返還すべき義務がある。

### (3) 領収書等の添付

これについては「収支報告書の提出は、政務調査の主な実績を記載した実績報告書、当該収支報告書に記載された政務調査費による支出に係る領収書その他の証拠書類の写しを添えてしなければならない」(政務調査費条例第13条第7項)、「前記の場合において、領収書その他の証拠書類を取得することが困難な場合にあっては、別に定める様式による支払証明書をもってこれに代えることができる」(政務調査費条例第13条第8項)と規定されている。

つまり領収書その他の証拠書類の写しの添付が義務づけられ、例外的に領収書などを取得することが困難な場合に限りその添付が免除されているのである。そして本

条項の立法趣旨は、当該支出が真に政務調査費のために支出されたものかどうかをチェックし、もって自治体財政の透明性を図るということにある。だとすればここに「困難な場合」とは、議員本人が主観的に「困難と考えた」という意味ではなく、物理的に領収書を取得し得ないような特段の事情のある場合と解釈されねばならない。

また「困難な場合」に要求される支払証明書は、当該支出が真に政務調査費のために支出されたものかどうかをチェックするという本項の趣旨からすれば、それを見れば真に政務調査費のために支出されたものかどうかをチェックしうるような内容のものでなければならない。

ところが、これを受けて議長が定めた施行規程では「政務調査費条例第13条第7項の規定による証拠書類の写しの添付は、様式第12号により行うものとする」(施行規程第7条第4項)、「政務調査費条例第13条第8項の支払証明書は、様式第13号によるものとする」(施行規程第7条第5号)とされた。その様式を見ると「支払年月日」「支払額」「支払先ないし目的地」「使途ないし移動距離」を記載すれば足りるものとなっている。これでは「議員の言うことは鵜呑みにしなさい」と言っているようなもので、当該支出が真に政務調査費のために支出されたものかどうかをチェックすることなどおよそ不可能である。少なくともどのような内容の政務調査を行ったのか、当該調査のためにどうしてそのような支出が必要だったのかについて個別具体的な記載を要求しなければ政務調査費条例の趣旨を全うすることはできない。従って議長の定めた上記施行規程はいずれも法及び政務調査費条例に違反する違法、無効なものである。

そして領収書などの添付を要件としたのは当該支出が真に政務調査のためになされたかを確認するためであり、領収書などの添付のない支出は政務調査のための支出とは認められないから、当該支出については議員は不当利得として県に返還しなければならない。実際平成18年度の支払証明書を見ると備考欄にどのような内容の政務調査を行ったのか、当該調査のためにどうしてそのような支出が必要だったのかについて個別具体的な記載をしているケースはほとんどない。従ってそのようなケースを除き全議員は調査研究費、研修費、会議費で領収書などを添付しなかった全額について返還すべきである。

## 5 違法・不当な支出の実例

平成18年度における違法・不当な支出事例は、別紙1(事実証明書1)～別紙12(事実証明書12)の通りである。

- (1) 別紙1(事実証明書1)のA欄の数値は、各議員の自家用車使用による県内旅費の年間支給総額であり、総合計額は1億1088万2000円である。この数値は、各議員の支払証明書に記載されたものを積み上げたものであるが、支払証明書には、どこで、誰に会って、どんな調査をしたのかは、一切明らかにされていない。こうした説明責任を欠いた支出は、全額が違法・不当な支出というべきである。よしんば、一部に調査にあたるものがあつたとしても、旅費条例の規定による支給額(B欄)を超

えて支給された金額，即ちA - B欄の総合計額8876万8532円は，簡便計算方法による違法・不当支出額である。この金額は，平成16年度8727万2294円，平成17年度8833万9535円であるから，3年間支出実態はほとんど変わっていない。

- (2) 別紙2(事実証明書2)の4件の海外視察旅行は，調査内容，成果等が全く不明であり，違法・不当な支出という他ない。支出合計額は281万7035円。
- (3) 別紙3(事実証明書3)は，目的・内容等が不明な県外視察の一覧であり，支出総合計額は1385万1050円である。県民の血税を使って県外旅行を行っていないながら，その内容等を一切明らかにしようとしないうる本件支出は，全てが違法・不当な支出というべきである。
- (4) 別紙4(事実証明書4)は，明細が記載されていない資料購入費の一覧である。政務調査に必要な資料であったことが明確にされていない以上，その支出は全て違法・不当である。支出合計額172万166円。
- (5) 別紙5(事実証明書5)は，3人の議員の週刊誌等購入一覧である。かくも多数の週刊誌等がなぜ必要だったのか，その理由が明らかでなく，全てが違法・不当支出である。支出合計額4万7720円。
- (6) 別紙6(事実証明書6)は，購入物品名等が不記載の事務費一覧である。政務調査に必要なものであることが明らかにされておらず，全てが違法・不当支出である。支出合計額46万8598円。
- (7) 別紙7(事実証明書7)は，広報費を按分しなかったケースの一覧である。県政報告やホームページには政務調査以外の活動内容も含まれており，少なくとも2分の1は違法・不当支出である。なお，相沢議員の支出は50%であるが，この会合は政治資金管理団体が主催したものであり，政務調査費からの支出は妥当でない。支出合計額861万9149円。
- (8) 別紙8(事実証明書8)は，按分率が50%超で支出されている事務所費の一覧である。いずれも80%，100%の根拠が示されておらず，少なくとも50%を超える分は違法・不当な支出である。支出合計額276万3975円。
- (9) 別紙9(事実証明書9)は，按分率が50%超で支出されている事務所費の一覧である。いずれも60%，80%，100%等の根拠が示されておらず，少なくとも50%を超える分は違法・不当な支出である。支出合計額487万2031円。
- (10) 別紙10(事実証明書10)は，按分率が50%超で支出されている人件費の一覧である。いずれも80%，100%等の根拠が示されておらず，少なくとも50%を超える分は違法・不当な支出である。合計支出額1019万7806円。
- (11) 別紙11(事実証明書11)は，調査研究費・研修費・会議費から会費として支出されたもののうち，政務調査費からの支出が違法・不当と判断されるものの一覧である。懇親会，新年会費用は勿論のこと，政治団体の会費，倫理法人会の会費などに政務調査費を充てることは違法・不当である。合計支出額57万8700円。
- (12) 別紙12(事実証明書12)は会議費から会場費に充てたものの一覧である。県政報告会等の会場費は按分で支出すべきであり，少なくとも2分の1は違法・不当な支出である。百足議員の不足分としての25万円余の支出は明細が不明であり，全額

が違法・不当な支出である。合計支出額 4 4 万 2 1 1 2 円。

- 6 以上の事実からも明らかなように、平成 1 8 年度政務調査費の違法・不当な支出は、全費目にわたり、かつ膨大な額にのぼる。

然るに宮城県知事は、今日に至るまで、違法・不当な支出のあった会派に対する不当利得返還請求権の行使および違法・不当な支出を可能とする施行規程を制定した県議会議長に対する損害賠償請求権の行使を怠っている。

よって請求人は、全ての会派の全ての費目について厳正な監査を行い、違法・不当な政務調査費相当額について、宮城県知事に対し、違法・不当な支出のあった会派から宮城県に返還を求め、また、簡便計算方法による違法・不当支出額について、県議会議長に損害賠償を求め、必要な措置をとるよう勧告することを求める。

また、宮城県議会が、適正な支出が担保できるように条例等を改正するまでの間、宮城県知事が平成 2 0 年度以降の政務調査費の執行を停止するよう勧告することを求める。

- 7 本件は個別外部監査による監査を求める。

本件は、政務調査費に関する監査であることから、議会選出の 2 名の監査委員は除斥されることが予想される。加えて本件は県内外の調査旅行のほとんど全てが監査対象となるなど、監査対象量が膨大である。この監査を短期間に行うには豊富な監査実務の経験を有するスタッフが必要である。こうしたことから、個別外部監査人による個別外部監査により本件監査を行うよう合わせて請求する。

- 8 以上、法第 2 4 2 条第 1 項及び第 2 5 2 条の 4 3 第 1 項に基づき請求する。

#### 第 4 請求の受理

- 1 議会の会派又は無会派議員（以下「会派等」という。）に交付された政務調査費は、知事の管理を離れ、公金に該当しないことから、会派等による政務調査費の支出は、法第 2 4 2 条第 1 項の「公金の支出」に該当しない。したがって、本件監査請求は、会派等による政務調査費の支出に違法なものがあり、知事に返還請求権が発生しているにもかかわらず、これを行わないという「財産の管理を怠る事実」について監査及び措置を請求しているものと解し、次の 2 及び 3 に記載するものを除き、受理することとした。
- 2 請求人は、「全ての会派の全ての費目」の政務調査費の支出について監査を求めているが、事実証明書 1 から事実証明書 1 2 までにより個別に摘示された政務調査費の支出以外のものは、監査請求の対象が特定の政務調査費の支出であることを監査委員が認識することができる程度に摘示されているとは認められない。
- 3 本件監査請求は「怠る事実」に係る請求であることから、法第 2 4 2 条第 1 項の規定により請求することができる措置は「当該怠る事実を改め、又は当該怠る事実によって県のこうむった損害を補填するために必要な措置」に限られる。請求人の求める「宮城



県議会が、適正な支出が担保できるよう条例等を改正するまでの間、宮城県知事が平成20年度以降の政務調査費の執行を停止する措置」は、これに該当しない。

4 以上のとおり、上記2及び3の請求は、不適法なものであるから、これらを却下する。

## 第5 監査の実施

### 1 個別外部監査の請求について

請求人は、「監査委員4人のうち、議会選出の2名が当事者で除斥されるほか、監査対象量の多さに加え、短期間に本件監査を行うには豊富な監査実務の経験を有するスタッフが必要である。」として個別外部監査によることを求めている。

しかし、本件監査の監査対象量が特段に多いとは認められず、また、平成16年度分及び平成17年度分の政務調査費に関する住民監査請求についても、法定期間内に監査を実施し監査結果を通知していることから、監査委員2名において法定期間内に監査を行うことが困難であるとする請求人の主張には理由がないと判断した。したがって、請求人が請求する個別外部監査によることを相当と認めず、監査委員による監査を行うこととした。

### 2 監査委員の除斥

畠山和純監査委員及び袋正監査委員は、法第199条の2の規定により除斥した。

### 3 監査の対象事項

事実証明書1から29までで個別に摘示された政務調査費の支出とした。

### 4 監査対象箇所等

知事の補助執行者として平成18年度政務調査費の交付の事務を行った議会事務局を監査対象箇所とした。

また、施行規程を制定し、かつ、政務調査費条例第15条の規定により平成18年度政務調査費に係る収支報告書の写しを知事に送付し、平成18年度政務調査費に係る収支報告書、実績報告書、領収書その他の証拠書類の写し、支払証明書等を保有する、議長（議会事務局）について、調査を行った。

### 5 請求人による証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき平成20年6月16日に実施した請求人による証拠の提出及び陳述において、証拠（事実証明書13から29まで）の追加提出があり、措置請求書を補足する陳述が行われた。

## 第6 監査の結果

### 1 事実関係の確認

書類調査及び議会事務局職員からの聴き取りにより、次の事項を確認した。

(1) 平成18年度政務調査費の交付及び収支報告の状況

このことについては、別表第1のとおり交付されていることを確認した。

## (2) 監査対象事項の特定

このことについて、事実証明書1から事実証明書29までで個別に摘示のあった事項について別表第2のとおり2,666件157,317,007円が支出されていることを確認した。

## 2 議長に対する調査

別表第2に係る各支出について、議長に対し文書による調査を行い、会派等に回答を求めたところ、概要は次のとおりである。

### (1) 現自由民主党・県民会議会長からの回答（自由民主党・県民会議及びフロンティアみやぎ並びに無会派佐々木喜藏議員の分）

平成18年度の政務調査費に関する住民監査請求に基づく関係人調査は、現在、平成15年4月分及び平成16年度分並びに平成17年度分の政務調査費に係る返還請求訴訟が継続中であり、裁判の審理に密接に関係する。

また、平成18年度の政務調査費については、政務調査費条例及び施行規程に基づき適正に執行しており問題無いものと考えており、現在係争中の訴訟においても、執行の正当性を主張している。

従って、個別摘示部分に関する対応については、事実証明書ごとの基本的な考え方について次のとおり回答する。

#### イ 事実証明書1 簡便計算方法

簡便計算方法制定の趣旨は、実費計算に伴う事務処理に膨大な時間を割くことなく、標準的な実費に基づいて簡便な方法で旅費を算出し、多忙である議員の政務調査における効率性を担保するためのものであり、違法又は不当な支出に当たるものではない。

このことは、仙台地裁平成19年11月13日 平成15年（行ウ）第30号判決においても、「費用弁償については、あらかじめ費用弁償の費目や支給事由を定め、それに該当するときには、現実に要した実費の多寡にかかわらず、標準的な実費である一定の額を支給する定額方式によることも許されるべきであり、この場合、標準的な実費とされる一定の額を、どのような基準で算定するかについては、政務調査費の交付を受けた、会派又は議員の合理的な裁量判断に委ねられていると解するのが相当である。」と判示している。

なお、支払証明書の記載条項については、施行規程に基づくものである。

#### ロ 事実証明書2 海外視察旅行

3件の視察については、いずれも事実証明書2の備考にある調査を適法に行ったものである。各視察先・項目とも県政と密接な関連があり、その成果等は議会活動等で活かされており、違法又は不当な支出には当たらない。

また、海外視察は参加した議員が海外の事情に精通し、見識を深め、能力を高めることになることも申し添える。

#### ハ 事実証明書3 県外視察

県外視察についても、海外視察同様、各視察先・項目とも県政と密接な関連があ

り、その成果等は議会活動等で活かされており、違法又は不当な支出には当たらない。

## ニ 事実証明書 4, 6 明細不記載の資料購入費及び事務費

書籍や事務用品の購入の際、領収書等は、発行する業者によっては、煩雑さを避けるため、詳細な品目名を記載しないことが通常となっている場合も多くある。

指摘された資料や事務用品は、いずれも政務調査に必要なものとして、各議員が支出したものであり、添付した領収書等については、規定の要件を備えたもので、違法又は不当な支出には当たらない。

## ホ 事実証明書 5 週刊誌等購入

週刊誌には、政務調査の端緒となる情報が豊富に記載されていることから、政務調査に必要なものとして認識しており、違法又は不当な支出には当たらない。

## ヘ 事実証明書 7, 8, 9 広報費(100%)及び事務所費・事務費(50%超)

政務調査費の支出に係る按分は、その支出実態の割合に応じてなされるものである。

指摘されている100%計上の広報費は、政務調査費の使途として認められている県政報告等、政務調査活動に基づくものが全てで、按分する必要のない経費であり、違法又は不当な支出には当たらない。

事務所費及び事務費の50%を超える計上についても、実態に合わせて按分し、正当に支出されたものであり、違法又は不当な支出には当たらない。

## ト 事実証明書 10 人件費(50%超)

人件費については、その従事する政務調査活動の実態に応じた割合で、按分若しくは100%計上しているものであり、違法又は不当な支出には当たらない。

## チ 事実証明書 11 会費(調査研究費・研修費・会議費)

指摘されている会費については、いずれも活動内容や実態が、政務調査活動に適うものであり、意見交換等も行っている。単純な懇親会や儀礼出席のものは計上しておらず、違法又は不当な支出には当たらない。

## リ 事実証明書 12 会場費等(会議費)

指摘されている会場費等については、いずれも会派又は議員が、県政に対する県民の要望、意見等を聴取するための会議、その他県政に関する各種会議に要した経費であり、違法又は不当な支出には当たらない。

## (2) 現改革みやぎ会長からの回答(民主フォーラム及び無所属の会の分)

平成18年度の政務調査費に関する住民監査請求に基づく関係人調査は、現在、平成15年4月分及び平成16年度分並びに平成17年度分の政務調査費に係る返還請求訴訟が継続中であり、裁判の審理に密接に関係する。

また、平成18年度の政務調査費については、政務調査費条例及び施行規程に基づき適正に執行しており問題無いものと考えており、現在係争中の訴訟においても、執行の正当性を主張している。

従って、個別摘示部分に関する対応については、事実証明書ごとの基本的な考え方について次のとおり回答する。

#### イ 事実証明書 1 簡便計算方法

簡便計算方法制定の趣旨は、実費計算に伴う事務処理に膨大な時間を割くことなく、標準的な実費に基づいて簡便な方法で旅費を算出し、多忙である議員の政務調査における効率性を担保するためのものであり、違法又は不当な支出に当たるものではない。

このことは、仙台地裁平成19年11月13日 平成15年（行ウ）第30号判決においても、「費用弁償については、あらかじめ費用弁償の費目や支給事由を定め、それに該当するときには、現実に要した実費の多寡にかかわらず、標準的な実費である一定の額を支給する定額方式によることも許されるべきであり、この場合、標準的な実費とされる一定の額を、どのような基準で算定するかについては、政務調査費の交付を受けた、会派又は議員の合理的な裁量判断に委ねられていると解するのが相当である。」と判示している。

なお、支払証明書の記載条項については、施行規程に基づくものである。

#### ロ 事実証明書 2 海外視察旅行

無所属の会の菊地文博議員の視察については、事実証明書2の備考にある調査を適法に行ったものである。各視察先・項目とも県政と密接な関連があり、その成果等は議会活動等で活かされており、違法又は不当な支出には当たらない。

また、海外視察は参加した議員が海外の事情に精通し、見識を深め、能力を高めることになることも申し添える。

#### ハ 事実証明書 3 県外視察

県外視察についても、海外視察同様、各視察先・項目とも県政と密接な関連があり、その成果等は議会活動等で活かされており、違法又は不当な支出には当たらない。

#### ニ 事実証明書 4, 6 明細不記載の資料購入費及び事務費

書籍や事務用品の購入の際、領収書等は、発行する業者によっては、煩雑さを避けるため、詳細な品目名を記載しないことが通常となっている場合も多くある。

指摘された資料や事務用品は、いずれも政務調査に必要なものとして、各議員が支出したものであり、添付した領収書等については、規定の要件を備えたもので、違法又は不当な支出には当たらない。

#### ホ 事実証明書 5 週刊誌等購入

週刊誌には、政務調査の端緒となる情報が豊富に記載されていることから、政務調査に必要なものとして認識しており、違法又は不当な支出には当たらない。

#### ヘ 事実証明書 7, 9 広報費（100%）及び事務費（50%超）

政務調査費の支出に係る按分は、その支出実態の割合に応じてなされるものである。

指摘されている100%計上の広報費は、政務調査費の用途として認められている県政報告等、政務調査活動に基づくものが全てで、按分する必要のない経費であり、違法又は不当な支出には当たらない。

事務費の50%を超える計上についても、実態に合わせて按分し、正当に支出されたものであり、違法又は不当な支出には当たらない。

ト 事実証明書 10 人件費 (50%超)

人件費については、その従事する政務調査活動の実態に応じた割合で、按分若しくは100%計上しているものであり、違法又は不当な支出には当たらない。

チ 事実証明書 11 会費 (調査研究費・研修費・会議費)

指摘されている会費については、いずれも活動内容や実態が、政務調査活動に適うものであり、意見交換等も行っている。単純な懇親会や儀礼出席のものは計上しておらず、違法又は不当な支出には当たらない。

リ 事実証明書 12 会場費等 (会議費)

指摘されている会場費等については、いずれも会派又は議員が、県政に対する県民の要望、意見等を聴取するための会議、その他県政に関する各種会議に要した経費であり、違法又は不当な支出には当たらない。

(3) 社民党県議団会長からの回答

平成18年度の政務調査費に関する住民監査請求に基づく関係人調査は、現在、平成15年4月分及び平成16年度分並びに平成17年度分の政務調査費に係る返還請求訴訟が継続中であり、裁判の審理に密接に関係する。

また、平成18年度の政務調査費については、政務調査費条例及び施行規程に基づき適正に執行しており問題無いものと考えており、現在係争中の訴訟においても、執行の正当性を主張している。

従って、個別摘示部分に関する対応については、事実証明書ごとの基本的な考え方について次のとおり回答する。

イ 事実証明書 1 簡便計算方法

簡便計算方法制定の趣旨は、実費計算に伴う事務処理に膨大な時間を割くことなく、標準的な実費に基づいて簡便な方法で旅費を算出し、多忙である議員の政務調査における効率性を担保するためのものであり、違法又は不当な支出に当たるものではない。

このことは、仙台地裁平成19年11月13日 平成15年(行ウ)第30号判決においても、「費用弁償については、あらかじめ費用弁償の費目や支給事由を定め、それに該当するときには、現実に要した実費の多寡にかかわらず、標準的な実費である一定の額を支給する定額方式によることも許されるべきであり、この場合、標準的な実費とされる一定の額を、どのような基準で算定するかについては、政務調査費の交付を受けた、会派又は議員の合理的な裁量判断に委ねられていると解するのが相当である。」と判示している。

なお、支払証明書の記載条項については、施行規程に基づくものである。

ロ 事実証明書 3 県外視察

県外視察についても、各視察先・項目とも県政と密接な関連があり、その成果等は議会活動等で活かされており、違法又は不当な支出には当たらない。

ハ 事実証明書 4, 6 明細不記載の資料購入費及び事務費

書籍や事務用品の購入の際、領収書等は、発行する業者によっては、煩雑さを避けるため、詳細な品目名を記載しないことが通常となっている場合も多くある。

指摘された資料や事務用品は、いずれも政務調査に必要なものとして、会派並びに各議員が支出したものであり、添付した領収書等については、規定の要件を備えたもので、違法又は不当な支出には当たらない。

## 二 事実証明書 7, 9 広報費(100%)及び事務費(50%超)

政務調査費の支出に係る按分は、その支出実態の割合に応じてなされるものである。

指摘されている100%計上の広報費は、政務調査費の使途として認められている県政報告等、政務調査活動に基づくものが全てで、按分する必要のない経費であり、違法又は不当な支出には当たらない。

事務費の50%を超える計上についても、実態に合わせて按分し、正当に支出されたものであり、違法又は不当な支出には当たらない。

## ホ 事実証明書 11 会費(調査研究費・研修費・会議費)

指摘されている会費については、いずれも活動内容や実態が、政務調査活動に適合するものであり、意見交換等も行っている。単純な懇親会や儀礼出席のものは計上しておらず、違法又は不当な支出には当たらない。

## (4) 現公明党県議団会長からの回答(公明・21世紀クラブの分)

平成18年度の政務調査費に関する住民監査請求に基づく関係人調査は、現在、平成15年4月分及び平成16年度分並びに平成17年度分の政務調査費に係る返還請求訴訟が継続中であり、裁判の審理に密接に関係する。

また、平成18年度の政務調査費については、政務調査費条例及び施行規程に基づき適正に執行しており問題無いものと考えており、現在係争中の訴訟においても、執行の正当性を主張している。

従って、個別摘示部分に関する対応については、事実証明書ごとの基本的な考え方について次のとおり回答する。

### イ 事実証明書 1 簡便計算方法

簡便計算方法制定の趣旨は、実費計算に伴う事務処理に膨大な時間を割くことなく、標準的な実費に基づいて簡便な方法で旅費を算出し、多忙である議員の政務調査における効率性を担保するためのものであり、違法又は不当な支出に当たるものではない。

このことは、仙台地裁平成19年11月13日 平成15年(行ウ)第30号判決においても、「費用弁償については、あらかじめ費用弁償の費目や支給事由を定め、それに該当するときには、現実に要した実費の多寡にかかわらず、標準的な実費である一定の額を支給する定額方式によることも許されるべきであり、この場合、標準的な実費とされる一定の額を、どのような基準で算定するかについては、政務調査費の交付を受けた、会派又は議員の合理的な裁量判断に委ねられていると解するのが相当である。」と判示している。

なお、支払証明書の記載条項については、施行規程に基づくものである。

### ロ 事実証明書 3 県外視察

県外視察についても、各視察先・項目とも県政と密接な関連があり、その成果等

は議会活動等で活かされており、違法又は不当な支出には当たらない。

#### 八 事実証明書 4, 6 明細不記載の資料購入費及び事務費

書籍や事務用品の購入の際、領収書等は、発行する業者によっては、煩雑さを避けるため、詳細な品目名を記載しないことが通常となっている場合も多くある。

指摘された資料や事務用品は、いずれも政務調査に必要なものとして、各議員が支出したものであり、添付した領収書等については、規定の要件を備えたもので、違法又は不当な支出には当たらない。

#### (5) 無党派大学幹男議員，百足健一議員，千葉正美議員，大沼迪義議員からの回答

平成18年度の政務調査費に関する住民監査請求に基づく関係人調査は、現在、平成15年4月分及び平成16年度分並びに平成17年度分の政務調査費に係る返還請求訴訟が継続中であり、裁判の審理に密接に関係するため、回答は差し控える。

また、平成18年度の政務調査費については、政務調査費条例及び施行規程に基づき適正に執行しており問題無いものと考えており、現在係争中の訴訟においても、執行の正当性を主張している。

#### 3 監査対象箇所等からの聴き取り

事実確認及び議長の回答を踏まえ、議会事務局に対して聴き取りを行った結果の概要は次のとおりである。

#### (1) 平成16年度政務調査費に関する住民監査請求の結果で、監査委員から議長に要望した3点の対応状況について

イ 簡便計算方法の移動距離と支出額の算定基礎を検討することについては、短距離旅費の支出が、一般県民の誤解を生じかねないことから、議長が各会派の代表者に呼びかけ、代表者15名からなる「応招旅費等検討会議」が平成18年7月21日に設置され、12月6日に議長に提言書が出された。その結果、運用上の申し合わせとして、一日の移動距離が5km未満は、簡便計算方法を適用しないこととなった。

平成18年度においては、5km未満での支出は皆無である。

ロ 事務所費，事務費，人件費の按分については、2分の1を超える按分率を適用する場合は、その根拠・理由を領収書等の余白欄に明記し、具体的に説明するよう会派に事務局から指導している。その結果、平成18年度分については、自由民主党・県民会議の一部の議員を除き、2分の1按分計上している。

ハ 会派の指導・監督の徹底等政務調査費の適正な運用については、議長から各会派に対し、政務調査費の適正な運用を確保するよう、各会派会長懇話会で要請を行ったほか、折りに触れ注意喚起に努めている。

会派の収支報告書等については、会派経理責任者のチェックを終了したものを会派会長から議長あてに提出されており、事務局が条例の用途基準項目や、金額の計上誤りは無いか、会費の二重計上は無いか、領収書等証拠書類に不備は無いかなどの確認作業を行っている。その作業の中で、経理責任者とのヒヤリングを重ねながら修正等の指導を行い適正な運用を図っている。

(2) 平成17年度政務調査費に関する住民監査請求の結果で、監査委員から議長に要望した3点の対応状況について

イ 政務調査費の執行について、計画的な支出に努めることについては、議長から各会派の代表者に会派内で早期に計画を立て執行するよう周知している

ロ 政務調査費で海外調査を行った場合、報告書を取りまとめ、議長に提出するよう努めることについては、各会派で現在検討中である。

ハ 政務調査費の支出額の按分について、3費目(事務費、事務所費、人件費)以外の費目についても按分している例も見られるので、実態に即した運用が可能となるよう制度の改善に努めることについては、施行規程第8条第2項の按分規定は、事務所費・事務費及び人件費の3費目に係る政務調査費の経費とそれ以外の経費を明確に区分しがたい場合の按分方法を定めているが、その他の費目についても、合理的な理由から按分することまでを禁じているものではないため、実態に応じて柔軟に対応し、按分計上は可能である旨各会派に周知している。

(3) 施行規程の違法性の指摘については、簡便計算方法を定めているのは、多忙である議員の事務処理が煩雑になることを防ぎ、政務調査活動の効率性を担保するためのもので、その際の実額は、政務調査活動の実態を踏まえ、法及び条例の趣旨に則り、議会の裁量の範囲内で合理的に定められていると考えている。

旅費条例の1km37円と比較して多すぎるという指摘については、県職員の場合は、公用車を利用することが一般的であり、自家用車を利用することは少ないのに対し、専ら自家用車を使用して頻繁に政務調査を行っている議員とで基準が異なることは認められるものと考えている。

また、県職員が自家用車を使用する場合、必要と認められれば高速料金が別途支給される。議員は多忙であり、政務調査を行う際かなりの頻度で高速道路を利用するほか駐車料金等もかかるため、現在、仙台高等裁判所で簡便計算方法が適法であることを主張・立証しているところである。

(4) 他都道府県の領収書等添付の状況について、現在把握しているところでは、添付を義務づけているところが39道府県、義務づけなしが8都県となっている。領収書やレシートでは内容がよくわからない場合に、明細等の記載を求めているのは3府県ある。

#### 4 議長に対する再調査

平成20年6月16日に実施した請求人による証拠の提出及び陳述において、証拠の追加提出(事実証明書13から29まで)及び措置請求書が補足された点について、議長に対し文書による調査を行い、会派等に回答を求めたところ、概要は次のとおりである。

(1) 現自由民主党・県民会議会長からの回答(自由民主党・県民会議、フロンティアみやぎの分)



イ 海外視察について（事実証明書 2，15，16）

指摘された2件の視察のうち、中国視察については、宮城県大連事務所の活動と大連経済特区及び上海浦東経済特別区・上海Eテクノロジーを視察したものである。

フランス視察は、アンギャンレバン町のカジノ場を視察し、フランス農漁業省や現地農場で研修を行ってきたものである。

いずれの海外視察についても、視察先・項目とも県政と密接な関連があり、その成果等は議会活動等で活かされており、違法・不当な支出に当たるものではない。

また、海外視察は参加した議員が海外の事情に精通し、見識を深め、能力を高めることになることも再度申し添える。

ロ 明細不記載の資料購入費（事実証明書 4）

寺島議員の「婦人家庭」は、少子化時代を迎え、子育て世代が仕事と家庭を両立させる上で、どう行政がかかわるべきかについて、その端緒となる情報を得るべく購入したものである。

また、渡辺議員の「シルクロード紀行」は、考え方や慣習の違う民族が共存していたシルクロードを研究することにより、外国人の住みやすい地域づくりについて、その端緒を得るべく購入したもので、いずれも政務調査活動に必要なものであり、違法又は不当な支出に当たるものではない。

ハ 週刊誌等購入（事実証明書 5）

柏議員の「文春・新潮等の週刊誌」は、最新の国民経済に関する記事をはじめ、政務調査の端緒となる情報が豊富に記載されており、政策提言のヒントを得て地方行政に活かすことを目的としており、政務調査に必要なもので違法又は不当な支出に当たるものではない。

ニ 広報費の100%計上等（事実証明書 7，19～26）

指摘されている各議員の100%計上の広報費は、政務調査費の使途として認められている県政報告等、政務調査活動に基づくもので、按分する必要のない経費である。

確かに議員本人の顔写真や経歴が掲載されているものがあるが、県政報告をしている人が「どのような人物であるか」を周知することは、世間一般で当たり前のことであり、顔写真や活動歴等の掲載を自己アピールや後援会の活動と捉えること自体に認識の誤りがあり、違法又は不当な支出に当たるものではない。

また、相沢議員の県政報告会と後援会活動の関係については、きちんと按分し、実態に即して50%計上したもので、違法又は不当な支出に当たるものではない。

ホ 50%超事務費（事実証明書 9）

会派控室に係る事務費は100%計上しているが、控室は政務調査活動のためのものであり、政務調査活動以外には行っていない。

控室に係る事務費は、コピー機とFAX用紙、電話代等であるが、いずれも政務調査活動のため使用しているものである。

会派では、控室において後援会活動や政党活動は行わないことと申し合わせており、政務調査以外に事務費を費消することはなく、100%計上が違法又は不当な

支出に当たるものではない。

ヘ 会派控室の人件費（１００％計上：事実証明書１０）

５０％超事務費の項目でも述べたとおり，控室は政務調査活動のためのものであり，政務調査活動以外は行っていない。

政務調査担当の事務員が政務調査の相手に湯茶を提供したり，電話連絡すること等は当然のことであり，これらを指して政務調査と無関係な雑務と決めつけることは，とても承服できるものではない。

人件費については，その従事する政務調査活動の実態に応じた割合で，１００％計上しているもので，違法又は不当な支出に当たるものではない。

ト 会費（研修費：事実証明書１１）

指摘されている佐藤・小林両議員の会費については，実態が，政務調査活動に適うものであり，単純な団体への会費出費ではなく，研修会に出席し，県政に関する意見交換をすることが目的であり，実際に意見交換等も行っている。

懇親会や儀礼出席のものではなく，違法又は不当な支出に当たるものではない。

以上述べたこと以外については，第１回調査で回答したとおりである。

（２）現改革みやぎ会長からの回答（民主フォーラム，無所属の会の分）

イ 明細不記載の資料購入費（事実証明書４）

加賀議員の「児童書や芸術書等」は，いずれも少子化対策や芸術・文化振興等，県政の関わりについて調査するために購入したものであり，政務調査に必要なもので，違法又は不当な支出に当たるものではない。

ロ 週刊誌等購入（事実証明書４，５）

加賀議員の「週刊誌」は，政務調査の端緒となる情報が記載されていることから，政務調査に必要なものとして認識しており，違法又は不当な支出に当たるものではない。

ハ 広報費（１００％：事実証明書７，２７）

坂下議員のホームページであるが，議員の生い立ちや活動歴が掲載されていることをもって違法又は不当と指摘されることは理解できない。

政務調査活動の内容を報告する際に，「県政報告をしている議員がどのような人なのか」について，県民の方々に理解してもらうことは，重要なことであると考ええる。当該ホームページは，県政報告のために開設し運営しているものであり，違法又は不当な支出に当たるものではない。

ニ 事務費（１００％：事実証明書９）

控室は，政務調査活動のために設置されるものである。

事務費の５０％を超える計上についても，実態に合わせて按分し，正当に支出されたものであり，違法又は不当な支出に当たるものではない。

ホ 人件費（１００％：事実証明書１０）

先にも述べたとおり，控室は政務調査活動を行う場所であり，人件費については，その従事する政務調査活動の実態に応じた割合で，按分若しくは１００％計上して

いるものであり、違法又は不当な支出に当たるものではない。

ヘ 会費（調査研究費：事実証明書 11, 29）

菅原・袋両議員の会費については、単なる団体への会費出費ではなく、倫理法人会に所属する経営者と県政に関する意見交換をすることが目的であり、実際に意見交換等も行っており、違法又は不当な支出に当たるものではない。

以上述べたこと以外については、第1回調査で回答したとおりである。

(3) 社民党県議団会長からの回答

イ 明細不記載の資料購入費及び事務費（事実証明書 4, 6）

熊谷義彦議員の児童書については、少子化対策及び児童の健全育成に関する情報を得るために購入したものであり、また、本多議員の文芸書は、文化芸術に地方行政との関わりに関して、端緒となる情報を得るために購入したものである。

ロ 広報費（100%：事実証明書 7, 28）

政務調査費の支出に係る按分は、その支出実態の割合に応じてなされるものである。

指摘されている100%計上の広報費は、県議団ホームページとして、県議団及び各議員の政務調査活動を中心に紹介しているものである。従って、誤解を与える部分があるとすれば削除したいと思う。

また、本多議員の後援会活動サイトは、県議団ホームページ作成の依頼とは別に料金を支払い、本多議員が依頼したものであり、さらに岸田前議員の分については、もともと岸田前議員の個人のホームページとして開設し、県議団ホームページからアクセスできるようにし、料金も県議団とは別に支払っているもので、問題はないと考える。

なお、政党情報等にアクセスできるのが問題視されているが、インターネットやホームページの性格上、他の関連サイトにアクセスできるのは普通のことである。

ハ 会派控室の事務費（100%：事実証明書 9）

会派控室は、議会活動のためのもので政務調査活動以外の政党活動等はない。指摘されている事務費は、コピー機と用紙、FAXの電話代であるが、政務調査以外に年に数回は相手先からFAXが入ることはあったかと思うが、こちらからは一切使用したことはなく、100%計上が違法又は不当な支出に当たるものではない。

以上述べたこと以外については、第1回調査で回答したとおりである。

(4) 無会派千葉正美議員からの回答（事実証明書 4）

県は、平成16年に文化芸術振興条例制定し、文化・芸術による地域づくりを目指している。私もこの政策に共鳴し、その推進に努力しているところで、指摘のあった文芸書には、文化・芸術の動向等の情報が豊富に記載されていたため、政務調査に必要な資料として購入したものであり、違法又は不当な支出に当たるものではない。

## 5 政務調査費に係る収支報告書の修正及び返還について

平成18年度政務調査費に係る収支報告書について、民主フォーラム藤原範典議員に係る事実証明書1 - 調査研究費の旅費のうち7,000円及び事実証明書3 - 研修費 - No 4の旅費のうち10,800円の合計17,800円については、平成20年6月19日に収支報告書の修正がなされ、同月24日に返還された。

## 第7 判断

### 1 政務調査費に係る規定等について

政務調査費は、法第100条第13項及び第14項の規定に基づき、政務調査費条例の定めるところにより交付されている。交付を受けた会派等は、法第100条第14項の規定により、収支報告書を議長に提出することとされ、議長は、政務調査費条例第14条の規定により、その内容を調査し、必要な是正措置を講じるとともに、その内容を適正と認めた場合は、政務調査費条例第15条の規定により、収支報告書の写しを知事に送付することとされている。

一方、知事は、財務会計を適正に執行し、不適正な場合は是正する等の責務を有しており、政務調査費についても不適正な執行があった場合には返還を請求するなどの是正措置を講ずる必要があるが、前述のとおり、政務調査費については議長が適正と認めた場合に収支報告書の写しを知事に送付するものであるから、知事が独自にその内容を調査し、会派等による政務調査費の支出を違法と判断することは、その支出が関係法規に照らして客観的かつ明白に違法と認められるものを除いて、極めて困難である。

また、第4の1に記載したとおり、会派等が行う政務調査費の支出は「公金の支出」に該当しないことから、会派等は監査の対象にならず、本件の請求は、知事を対象として、会派等による違法な政務調査費の支出について、知事に「違法又は不当に返還請求権の行使を怠る事実」が存するかどうかについて監査を行うものであるが、この場合においても議会の自律を尊重しなければならず、会派等による政務調査費の支出が適正であったかどうかについては、政務調査費条例第14条及び第15条の規定の趣旨を踏まえ、議長の判断を尊重すべきものである。

これまで述べてきたように、監査において、政務調査費の支出に、関係法規に照らして客観的かつ明白に違法と認められるものが存する場合には、知事に「怠る事実」が存すると判断すべきであるが、明らかに違法と断定することができない場合については、知事が議長の判断にかかわらず独自に会派等に対して調査を行い、支出の適否を認定することが極めて困難であることに鑑みれば、知事に「怠る事実」が存するということとはできない。

監査委員は、以上のような観点に立って監査を行い、請求人から政務調査費の違法又は不当な支出の実例として、個別的、具体的に摘示された事実については次のとおり判断する。

### 2 事実証明書1、13及び14で摘示された事項について

請求人は、支払証明書には、どこで、誰に会って、どんな調査をしたのか一切明かさ

ず、説明責任を欠いた支出は、全額が違法又は不当というべきであり、一部に調査にあたるものがあつたとしても、簡便計算方法による旅費と旅費条例の規定による旅費 1 km 3 7 円との差額を違法又は不当な支出として返還を求めるべきであると主張しているので、この点について判断する。

施行規程の制定は、議会の自律事項として、政務調査費条例の規定に基づいて議長が行うもので、相当の期間にわたる各会派の検討を経て、議会の総意として制定されている。

そして、政務調査費条例第 1 3 条第 2 項の規定を受けた施行規程第 8 条第 1 項において、議員の自家用車を使用した県内調査について簡便計算方法を認めているのであって、法及び政務調査費条例の趣旨を著しく逸脱するものであるとは認められない。

したがって、簡便計算方法による旅費と旅費条例の規定による旅費 1 km 3 7 円との差額を違法又は不当な支出とする知事の返還請求権が発生しているという主張は、これを認めることはできない。

よって、事実証明書 1 , 1 3 及び 1 4 に係る請求には理由がない。

### 3 事実証明書 2 から 1 2 まで及び 1 5 から 2 9 までで摘示された事項について

#### ( 1 ) 海外視察及び県外視察について ( 事実証明書 2 , 3 , 1 5 ~ 1 8 )

海外視察は、事実証明書 2 の備考にある調査を適法に行ったもので、各視察先・項目とも県政と密接な関連がある。また、県外視察についても、海外視察と同様に、各視察先・項目とも県政と密接な関連があり、その成果等は議会活動等で活かされている旨各会派等は主張しており、明らかに違法な支出であるとは認められない。

#### ( 2 ) 資料購入費、週刊誌等購入、事務費について ( 事実証明書 4 ~ 6 )

書籍や事務用品の購入の際、領収書等は、発行する業者によっては、煩雑さを避けるため、詳細な品目名を記載しないことが通常となっている場合も多くある。指摘された資料や事務用品は、いずれも政務調査に必要なものとして、会派並びに各議員が支出したものであり、添付した領収書等については、規定の要件を備えたものである。

また、週刊誌には、政務調査の端緒となる情報が豊富に記載され、政務調査に必要なものである旨各会派等は主張しており、明らかに違法な支出であるとは認められない。

#### ( 3 ) 広報費、事務所費、事務費及び人件費の按分について ( 事実証明書 7 ~ 1 0 , 1 9 ~ 2 8 )

広報費、事務所費、事務費及び人件費の支出に係る按分は、その支出実態の割合に応じてなされるものである。指摘されている 5 0 % を超える計上については、実態に合わせて按分し、正当に支出されたものである旨各会派等は主張しており、明らかに違法な支出であるとは認められない。

#### ( 4 ) 会費及び会場費について ( 事実証明書 1 1 , 1 2 , 2 9 )

会費については、いずれも活動内容や実態が、政務調査活動に適うものであり、意

見交換等も行っている。単純な懇親会や儀礼出席のものは計上していない。

会場費等については、いずれも会派又は議員が、県政に対する県民の要望、意見等を聴取するための会議、その他県政に関する各種会議に要した経費である旨主張しており、明らかに違法な支出であるとは認められない。

以上のことから、事実証明書 2 から 1 2 まで及び 1 5 から 2 9 までに係る支出については、そのすべてが各会派等の回答等から総合的に判断して、違法であるとまでは断定することができないものであり、明らかに違法な支出であると認められるものは存在しない。

#### 4 結論

以上のことから、監査対象事項に係る請求には理由がないので、これを棄却する。

#### 付言-議会に対する要望

近年、政務調査費については、本県のみならず各地で住民監査請求や住民訴訟が提起され、その制度や用途に対する関心は大きく高まっている。

監査委員は、平成 1 6 年度分及び平成 1 7 年度分の政務調査費に関する住民監査請求の結果で、議長に対し、政務調査費のより適正な執行を図るために改善を検討すべき点として、簡便計算方法の算定基礎の検討、政務調査費の支出額の按分についての改善及び政務調査費で海外視察を行った場合の報告書の取りまとめなど 6 点を要望している。その一部については改善が認められるものの、全般的に対応が不十分であることから、さらに検討を促進するよう要望する。

また、監査委員からの問いかけは県民からのものとして受け止め、可能な限り誠実に回答すべきところ、平成 1 5 年 4 月分、平成 1 6 年度分及び平成 1 7 年度分についての裁判が継続していることを理由として、今般、議長に対する調査に係る各会派等からの回答が具体性を欠くものとなったことは、誠に遺憾である。

全国的に政務調査費の見直しが進んでいる状況を踏まえ、裁判の継続にかかわらず、具体的、かつ、早急な検討を行い、一層県民への説明責任を果たしていくことが県議会に求められていることを、監査委員としてあえて付言する。